

長門市空き家解体補助金のご案内

長門市では管理不全の空き家等の除却(解体)に要する経費に対して補助金を交付しています。

補助金の額

パターン① 解体する空き家等の延べ床面積が 200 ㎡未満の場合

解体経費の 50%を補助 ただし上限は 100 万円

パターン② 解体する空き家等の延べ床面積が 200 ㎡以上 500 ㎡未満の場合

解体経費の 50%を補助 ただし上限は 150 万円

補助金を受けるための前提条件

- ① 解体する空き家に 1 年以上誰も居住していないこと
- ② 対象となるのは、市内にある建築物※及びその家屋と一体になった工作物であること
- ③ 解体する空き家が営利目的の事業に使用されたものではない。解体後の土地を営利目的の事業に使用しないこと。(住居と店舗の併用住宅の場合は、住居部分の経費のみ補助金の対象)
- ④ 建て替えを目的としていないこと
- ⑤ 除却後 5 年間は、家屋等の建設・土地の譲渡・営利を目的とする事業をしてはいけない
- ⑥ 空き家の一定の範囲内に他人が居住する家屋や行動などがあること

※ 建築物 = 居住用家屋(母屋)

★ 補助金交付決定の通知文書が届くまでは工事を開始しないでください。
交付決定通知前に開始した工事は補助金を受けられません。

補助金の審査内容

- ① 不良度判定が 100 点以上であること(市の職員が事前に現地確認し劣化具合を点数化)
- ② 申請者世帯全員の前年所得金額の合計が 500 万円未満であること
- ③ 申請者の世帯構成員が長門市関連の市税等を滞納していないこと
- ④ 除却工事を長門市内に本店所在地を有する施工業者に発注すること

お問い合わせ
〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2
長門市建設部建築住宅課住宅班
TEL:0837-23-1186